

## 市民検討委員会の設置の趣旨、検討内容、今後のスケジュールについて

### (1) 設置の趣旨

市では、市の公共施設の建替えやインフラにかかる費用が、50年後には289億円の財源不足になると試算しています。このため、稼働率の低い施設については、集約・廃止を検討していかなければなりません。

一方、稼働率の低い理由が、現状の利用制限等が原因の場合は、見直しを行っていく必要があります。

公共施設の利用に関する市民検討委員会は、市の公共施設について、利用者の意見を反映して、各種の制限を見直すことで、より使いやすい施設とするとともに、施設利用者の増加を図るために設置するものです。

委員会で出された意見や提案については、最終的にとりまとめを行い、今後の施設運営に生かすための検討や利用規則の見直し等の参考とします。

### (2) 検討内容

市公共施設の利用における制限に関し、市民、利用者の立場から意見をいただきたいと考えています。

具体的には、下記に掲げる項目を中心に、制限の緩和、見直し、廃止等により、市民や利用者がさらに施設を使いやすくなるよう、自由、かつ、建設的な意見・提案をいただければ幸いです。

利用時間

休館日・休日

利用申請

施設毎に定められた制限（例：飲食禁止、興行目的での使用禁止等）

その他（上記以外の制限で、見直しを行うことで利用者の利便性等が向上すると思われる事項）

なお、検討を行っていく過程において、利用制限以外（施設の改修や建替え、備品の購入等）の意見も出されることが予想されますが、本委員会は、施設における利用制限の検討を主目的としていますので、参考意見として所管課に伝達するにとどめます。

### (3) 今後のスケジュール

7月上旬頃を目処に計3回の会議を予定しています。

第1回（5/25） 趣旨、施設の現状説明、各委員からの意見聴取

第2回（6/16 予定） 第1回聴取意見等に対する現状の考え方・今後の方向性  
ヒアリング調査実施結果報告、追加意見の聴取

第3回（7月上旬） 第2回聴取意見等に対する現状の考え方・今後の方向性  
意見とりまとめ

## 検討対象となる市公共施設一覧

今回の検討対象となる施設は、専ら市民等の利用に供される下記の施設となります。

区 分	施 設 名
庁舎等	総合会館 5 階ホール 多文化共生センター（フレビア）
教育施設	図書館（本館・帷子分館・桜ヶ丘分館） 可児郷土歴史館 陶芸苑 兼山歴史民俗資料館 荒川豊蔵資料館
公民館等	公民館（今渡・川合・下恵土・土田・帷子・春里・春里分館・姫治・平牧・桜ヶ丘・久々利・広見東・中恵土・広見ゆとりピア・兼山） 兼山生き生きプラザ
文化芸術施設	文化創造センター（ala）
スポーツ施設	K Y B スタジアム グラウンド（可児市運動公園・広見・姫治・塩河公園・坊主山） テニスコート（K Y B・鳴子近隣公園） B & G 海洋センター（体育館・プール・トレーニング室・ウエイトリフティング場） 弓道場（第 1・第 2） 学校開放施設 （小学校 運動場・体育館）今渡南・土田・帷子・春里・東明・旭・広見・南帷子・桜ヶ丘・今渡北・兼山 （中学校 格技場・体育館）蘇南・中部・西可児・東可児・広陵 （ナイター施設 運動場）今渡南・帷子・東明・中部・広陵
福祉施設	福祉センター 勤労者総合福祉センター（Lポート）
子育て施設	児童センター（広見・帷子・桜ヶ丘） 兼山児童館
高齢者用施設	老人福祉センター（可児川苑・福寿苑・やすらぎ館）
公園	ふれあいパーク緑の丘 やすらぎの森 蘭丸ふるりの森公園 その他市内都市公園

## 各施設の制限一覧

全ての施設に該当する基本的な制限として、 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき 施設もしくは備品を汚損し、き損、又は滅失するおそれがあるとき 暴力団員等の反社会的勢力の利用 許可を受けない物品の陳列・販売、広告物等の配布 建物内・指定場所以外での喫煙 施設の管理運営上支障があるときがあります。そのほかに入館の制限として、 酩酊状態 感染症疾患を有するもの 風紀秩序を乱すものなどがあります。

区分	施設名 (所管課)	施設の制限事項			
		利用に関するもの	利用時間	休館日・休日	利用申請等に関するもの
庁舎等	総合会館 5階ホール (管財検査課)	映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ、見せ物等興業目的の使用、飲食を伴うパーティー	8:30~21:30	年末年始	2か月前から使用前日まで 連続使用は原則3日まで
	多文化共生センター (人づくり課)		9:00~22:00	水曜日	2か月前から使用当日まで
教育施設	図書館 (図書館)	所定の場所以外への資料の持ち出し 館内で騒ぐこと 館内での飲食  貸出できる人 市内在住・在勤・在学または隣接市町村及び加茂郡内の町村に在住の人  1回の貸出冊数上限10冊 貸出期間 3週間	本館 10:00~19:00 (土・日・開館する祝日は10:00~17:00) (夏休み期間 7/21~8/28 は 9:30~19:00) 分館 9:00~17:00	月曜日 毎月最終金曜日 年末年始	-
	郷土歴史館 (郷土歴史館)	館内での飲食	9:00~16:30	月曜日(月曜日が祝日の場合は開館) 祝日の翌日および年末年始	-
	陶芸苑 (郷土歴史館)	営利を目的とした催し等での使用	9:00~16:30	同上	2か月前から使用前日まで
	兼山歴史民俗資料館 (郷土歴史館)	館内での飲食	9:00~16:30	同上	-
	荒川豊蔵資料館 (郷土歴史館)	館内での飲食	4月~10月 10:00~16:00 11月~3月 10:00~15:30	毎週月曜日から木曜日(祝日の場合は開館) 年末年始	-

区分	施設名 (所管課)	施設の制限事項			
		利用に関するもの	利用時間	休館日・休日	利用申請等に関するもの
公民館等	公民館 兼山生き生きプラザ (地域振興課)	営利、政治、宗教及び飲食のみを目的とした利用 体育室での体育館シューズ等の使用	8:30~22:00	毎月第1月曜日 年未年始	2か月前から使用2日前まで
文化芸術 施設	文化創造センター ala (人づくり課)	火気の使用、所定場所以外での飲食	9:00~22:30	火曜日 年未年始	・主劇場・小劇場・ギャラリーは1年前から使用する前月10日まで ・その他の施設は最大6ヶ月前から使用日当日まで
スポーツ 施設	K Y Bスタジアム (スポーツ振興課)	天候不良の際、施設の状況不良時の使用 人工芝上の飲食(水のみ可) 管理上の支障がある競技(ホッケー、ゴルフなど)	9:00~21:00	年未年始	利用する月の前月2日から使用当日まで 抽選申請は使用日の前々月20日~同月末  体育館の事前申請は市内在住・在勤・在学の20歳以上の者が代表の10人以上の団体  個人利用は空きがある場合に使用当日のみ申請可
	グラウンド (スポーツ振興課)	営利を目的とした使用 天候不良の際、施設の状況不良時の使用 坊主山グラウンド以外での硬式野球 管理上の支障がある競技(ホッケー、ゴルフなど)	6:00~19:00 (ナイター施設は5/1~10/31の期間は21:00まで)		
	テニスコート (スポーツ振興課)	営利を目的とした使用 天候不良の際、施設の状況不良時の使用	6:00~21:00 (ナイター利用 鳴子近隣公園 5/1~10/31、K Y B 通年)		
	B & G海洋センター 体育館・トレーニング室・ウエイトリフティング場 (スポーツ振興課)	営利を目的とした使用 体育館 管理上の支障がある競技(フットサル、硬式・軟式テニスなど) トレーニング室 利用者は事前の講習会受講が必要 ウエイトリフティング場 初心者は、経験者または指導者の同伴	9:00~22:00 (トレーニング室は、毎月第3金曜日は定期点検ため10:00~22:00)		

区分	施設名 (所管課)	施設の制限事項			
		利用に関するもの	利用時間	休館日・休日	利用申請等に関するもの
スポーツ施設	B & G 海洋センター プール (スポーツ振興課)	営利を目的とした使用 刺青・タトゥーのある人(水着等で隠れる場合は可) 水泳キャップ着用 プール施設内での飲食禁止 小学校2年生以下の使用(大プール) 未就学児は保護者同伴(小プール)	6月第3金曜から9月第3月曜 9:00~16:00	左記以外の期間	-
	弓道場(第1・第2) (スポーツ振興課)	営利を目的とした使用 初心者、経験者または指導者の同伴	9:00~22:00	年末年始	利用する月の前月2日から使用当日まで
	学校開放 (スポーツ振興課)	学校行事の優先 営利を目的とした使用 管理上の支障がある競技(フットサル、硬式・軟式テニスなど)	運動場 6:00~19:00 体育室・格技室 8:00~22:00 ナイター施設 19:00~21:00		利用前月19日までに申請 毎月23日(原則)の調整会議に出席が必要  市内在住・在勤・在学の20歳以上の者が代表の10人以上の団体
福祉施設	福祉センター (福祉課)	火気使用禁止(調理室除く)	8:30~22:00	年末年始	大ホールは6ヶ月前の月の初日から使用当日まで その他は2か月前の月の初日から使用当日まで 連続使用は原則5日まで
	勤労者総合福祉センター (産業振興課)	入場料等を徴収する使用 興業目的の使用 体育館及び視聴覚室での飲食 管理上の支障がある競技(フットサル、硬式・軟式テニスなど)	9:00~22:00	年末年始	2か月前から使用当日まで 体育室兼多目的ホールは3ヶ月前から使用当日まで 連続使用は原則10日まで
子育て施設	児童センター、児童館 (子育て拠点準備室)	利用者は児童(乳幼児については保護者が同伴するものに限る)、児童の保護者、児童福祉に関する事業を行うもの等 飲食の場所及び時間の指定	8:30~17:00	第1・第3月曜日、日曜日・祝日・年末年始	-
高齢者用施設	老人福祉センター (高齢福祉課)	利用者は、市内に住所を有する60歳以上の者であること、敷地内での火気使用	9:00~16:00	土日・祝祭日、年末年始	-

区分	施設名 (所管課)	施設の制限事項			
		利用に関するもの	利用時間	休館日・休日	利用申請等に関するもの
公園	ふれあいパーク・緑の丘 (都市整備課)	禁止・制限事項 植物の採取・伐採、土地の形質変更、鳥獣・魚類の捕獲・殺傷、はり紙、はり札、立入禁止区域内への立入、芝生内への犬の立入	8:30~17:00	年末年始	-
	やすらぎの森 (都市整備課)		8:30~17:00(バーベキュー 9:00~16:00)		-
	蘭丸ふるりの森 (都市整備課)	指定場所以外への車の乗入れ(都市公園) 芝生内でのサッカー等の競技時のスパイク使用禁止(緑の丘)			-
	都市公園 (都市整備課)	許可が必要な行為 募金、業による撮影、興行、各種催し、物販、独占利用、ラジコンやドローン等の使用、火気の使用	ふるさと川公園駐車場 8:30~20:00 鳴子児童公園駐車場 7:30~21:30	-	-

公共施設の利用制限等に対する市議会議員に寄せられた意見  
(市議会議員からの意見含む)

NO.1

施設名称	利用制限等に対する意見の内容
図書館	システムの更新などでの休館日が長すぎる。もう少し利用者の視点に立った運用を願う。
公民館	<p>社会教育事業だけではなく、広く政治・経済・宗教も含めたまちづくり事業を行える場として、使い方の枠を広げるべきである。名称も、地域交流センター(仮称)などに変更すべきである。</p> <p>団体登録したグループにしか貸さないという姿勢を改めるべきである。アーラや福祉センターのように個人でも自由に借りられるようにすべきである。</p> <p>公民館を社会教育法の制約から外し、市民ニーズに柔軟に対応して地域活性化に役立てるべく、コミュニティセンター化すべきだと考えます。</p>
文化創造センター	22時30分までの開館は、検討すべきである。22時以降ほとんど人がいない。夜間の大イベントがあるときだけ延長するなどフレキシブルに対応し、費用対効果を考えながら節約できるところはそうすべきである。
KYBスタジアム	<p>ホッケー使用許可を検討して欲しいとの声。</p> <p>施設をより有効に、また快適に利用していただくために備品及び施設の整備。 バッティングゲージの購入 プロ野球の試合前のバッティング練習に使用されるゲージのことで今年で3回目になるのに借用している。プロばかりではなく高校野球などでも使用できる。利用者にとっても、観戦者にとっても安全確保の面で必要な備品である。 施設内部通路の床の滑止めの張替え 使用者の転倒防止のため早急に実施してほしい。 グラウンド内への電源の確保 ピッチングマシンを使用するのに発電機を使うよう指示された。ベンチ内等すぐ近くに電源があるのに使えない。利用者には理解できない。</p>
体育館	小・中学校のクラブチームなどの使用方法について検討してほしい。ソフトバレー等で体育館施設は大部分が満杯状態。小・中学生の大会に向けての練習をする場所がない。大会等の前には特別の使用基準などをつくり協力してやれないか。
広見市民グラウンド 姫治市民グラウンド 塩河公園グラウンド	利用促進を図る。なんにでも使えるということで使い勝手が良さそうで実はあまり使用されていないのではないかと。使いたい人が使いやすいように規則等見直しをする。もっと整備をしてPRしないともったいない。

公共施設の利用制限等に対する市議会議員に寄せられた意見  
(市議会議員からの意見含む)

NO.2

施設名称	利用制限等に対する意見の内容
姫治市民グラウンド	<p>(利用団体が記載)現在の利用状況は、毎週月・火・木の3回9時～11時まで高齢者会員20余名で利用しているが、グラウンド面積の半面で充分事足りるのに、半面はいつも空いている現状で、他団体の利用も含めても利用率約15%で、85%は常時使われていない。</p> <p>依って、ほとんど使われていない月・水・金の3日を地元高齢者達に無料開放して欲しい。当要望が採択されましたら、高齢者の関心も高まり、一人でも多くの方たちが積極的に参加することができれば、ひいては健康増進にも繋がっていくことと信じます。</p> <p>現在、体育振興会(坂戸)が窓口のため、数ヶ月前からの予約と許可が必要で、遠方故不便である。地元高齢者の集いの場であるグラウンド管理窓口を地元公民館に移管して欲しい。</p> <p>従って、ホームグラウンドとしての愛着心が湧き、自らグラウンドの地面管理、除草及びグラウンド周辺の清掃作業等に積極的に協力すると共に、公民館活動に参加できるイベントも期待できると思います。</p>
福祉センター	<p>公民館もそうかもしれないが、冷暖房費が高すぎる。冷暖房費を取られないアールとの対比で、割高感が強い。全体の稼働率を上げて、冷暖房費の個別負担割合を下げるよう努力していただきたい。</p>
公園 (市民公園・都市公園等)	<p>ふれあいパーク・緑の丘は、中体連サッカーで使用したいとの保護者の声。</p> <p>管理事業者の枠をNPO法人まで広げ、真に都市公園の魅力を高めようという事業者に担ってもらえるように働きかけるべきである。</p> <p>みどりの丘公園については、犬等の制限、やすらぎの森についてはバーベキュー等について、より利用者の便宜をはかりながら緩和していくべきである。</p> <p>公園内の小型無人機(ドローン)等の飛行について、可児市都市公園条例第4条第1項において行為の禁止として規定されている「都市公園を損傷し、又は汚損すること」、可児市市民公園の設置及び管理に関する条例第6条第1項において行為の禁止として規定されている「市民公園を損傷し、又は汚損すること」とあるが、第三者に対する危険等をアナウンスしない、或いは出来ないのは何故か。</p> <p>また、これら市内の公園に限らず、河川敷、遊歩道、学校グラウンド内や駐車場でも飛行させておられるRC愛好家が今現在でもおられる。場所によっては、自動車道、鉄道、インフラ施設等近くでのケースも有り、市の施設からだけの「締め出し」では公平性に欠けるのではないか。</p>



## 参考意見（各種アンケートより抜粋）

市で実施している複数のアンケートから、公共施設の利用制限に関する意見を抜粋しました。  
 （公共施設に関するアンケート調査・やすらぎの森利用者アンケート・可児川苑利用者アンケートより）

## 図書館について

## 意見

- ・図書館分館の開館時間を 10 時～19 時までとしてほしい。

## 公民館について

## 意見

- ・公民館を利用させていただきありがたいと思っています。使用申請の方法等、申し込み日が土曜日、休日になる時は、前日（金曜日）ではダメで、月曜日にわざわざ出かけなければいけません。現在（車に乗れない私は）自転車で行っています。金曜日に申請ができるとういですが、ありがたいです。
- ・公民館の利用をもっと気軽にできるようにしてほしい。部屋を借りる時に場所によっては「どうして使いたいのか」「なんのために使うのか」「どのような団体なのか」根ほり葉ほり聞かれて不愉快です。飲食などできるようにしてもらってもっとよいと思います。
- ・以前、帷子公民館を利用しようと思った際、団体名でなければ部屋を借りることができませんでした。利用者、稼働率を上げるため当日空きがあるのであれば、個人でも部屋を借りられるようにしてほしいです。
- ・公民館が児童センターの役割を兼ねる等、場所を多様なことに使い有効活用できるとよいのではないかと思います。

## スポーツ施設について

## 意見

- ・スポーツ施設は、大人、小人（中学生）で価格を変える（特にテニス場）
- ・可児市内のトレーニング室は講習を受けて、利用がはじめられます。他市町は、申し込みの手続きをすればすぐにでも気軽にはじめられます。講習を受けることも大切かもしれませんが受けることのできない人は、市町外の施設に足を運び、その市町にお金を払い、利用しているのは少し無駄だと思う。利用者が増え、収益の上がる利用法を考えるべきです。

## 高齢者施設について

## 意見

- ・開苑時間を 30 分延長できませんか。
- ・弁当を食べられる場所が欲しい。
- ・土曜日でも開苑してほしい。

## 公園について

## 意見

- ・夏はもう少し開園時間を延ばしてほしい（～18：00）
- ・有料で良いので、ゴミ捨て場と洗い場があると嬉しい
- ・夏に水遊びができたらうれしい
- ・授乳室、おむつかえ所があると嬉しい

